

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三機工業株式会社			コード	1961
提出日	2025/6/2	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山本 幸央	社外取締役	○													○		有
2	柏倉 和彦	社外取締役	○													○		有
3	河野 圭志	社外取締役	○													○		有
4	松田 明彦	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
5	梅田 珠実	社外取締役	○									△					訂正・変更	有
6	藤田 昇三	社外監査役	○													○		有
7	跡見 裕	社外監査役	○									△			△		訂正・変更	有
8	江頭 敏明	社外監査役	○									△						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		社外取締役の山本幸央氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 同氏は、2013年6月まで当社の取引先である大樹生命保険株式会社の代表取締役社長社長執行役員でありましたが、退任後10年以上が経過しておりますので、取引先の出身者には該当しません。 以上の事実から、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
2		社外取締役の柏倉和彦氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 同氏は、2008年4月まで当社の取引先である株式会社三井住友銀行の執行役員でありましたが、退任後10年以上が経過しておりますので、取引先の出身者には該当しません。 以上の事実から、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
3		社外取締役の河野圭志氏は、金融の専門家としての高い見識と豊富な経験を有しており、専門的知識、経験に基づき当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
4		社外取締役の松田明彦氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ大局的な視点から当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 同氏は、2015年3月まで当社の取引先である株式会社エネルギードバンス（現東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社）の常務取締役でありましたが、退任後10年以上が経過しておりますので、取引先の出身者には該当しません。 以上の事実から、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
5	社外取締役の梅田珠実氏は、環境省に勤務しておりましたが、2019年6月に退任しております。なお、当社は同省と業務委託契約の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはない（直近3事業年度の連結売上高比において最大でも0.02％）と判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏は、国立国際医療研究センターの国際医療協力局長でありましたが、2021年4月で退任しております。なお、当社は、同センターと建築設備工事請負契約等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはない（直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.01％以下）と判断されることから、概要の記載を省略しております。	社外取締役の梅田珠実氏は、保健衛生行政の専門家として高い見識と豊富な経験を有しており、専門的知識、経験に基づき当社の経営を監督していただくため社外取締役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は環境省および国立国際医療研究センターと取引関係がございますが、同氏ならびに同省および同センターは当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外取締役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
6		社外監査役の藤田昇三氏は、弁護士としての専門的知識・経験に基づき、当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
7	社外監査役の跡見裕氏は、杏林大学学長を兼職しておりましたが、2018年3月31日付で退任しております。現在は同名誉学長を兼職しておりますが、業務執行者ではありません。なお、当社は同大学と建築設備工事請負契約等の取引および同大学への寄付を行っておりますが、取引の規模、性質および寄付金額に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはない（直近3事業年度の連結売上高比において最大でも0.81％）と判断されることから、概要の記載を省略しております。	同氏は、大学において長く教育・研究に携わり、大学学長を務めるなど、高い見識と大学経営における豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な視点から当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は杏林大学と取引関係がございますが、同氏および同大学は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。
8	社外監査役の江頭敏明氏は、三井住友海上火災保険株式会社の取締役常任顧問を兼職しておりましたが、2016年6月22日付で退任しております。現在は同名誉顧問を兼職しておりますが、業務執行者ではありません。なお、当社は同社と建築設備工事請負契約および損害保険契約等の取引を行っておりますが、取引の規模、性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはない（直前3事業年度の連結売上高比において最大でも0.20％）と判断されることから、概要の記載を省略しております。	同氏は、企業経営経験者としての高い見識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な視点から当社の経営を監査していただくため社外監査役に選任しております。 なお、左記のとおり当社は三井住友海上火災保険株式会社と取引関係がございますが、同氏および同社は当社主要取引先・主要株主に該当しませんので、十分な独立性が確保されており、社外監査役として適任と考えております。 また、同氏は独立役員の要件を充たし、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任と考えております。 なお、同氏の独立役員指定にあたっては、取締役会の決議を経て決定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。